

第1編

総合計画の概要

第1章

総合計画の役割

第2章

総合計画の構成と期間

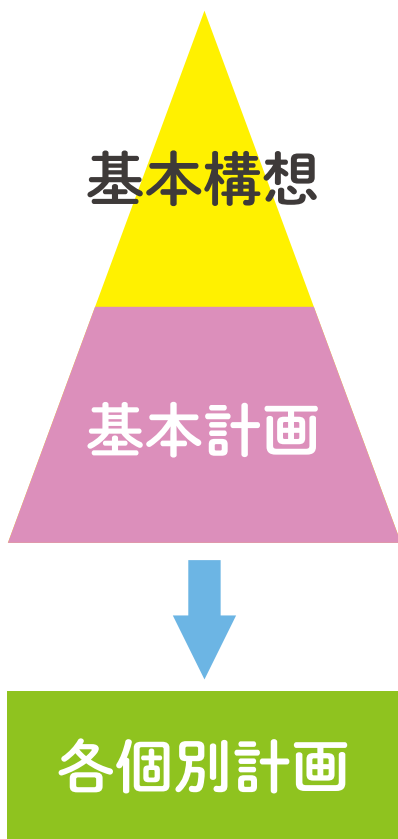
第1章 総合計画の役割

総合計画の役割は次のとおりです。

- ◆市民や各種団体などが主体的にまちづくりに取り組む上での指針
- ◆大野市の将来を展望し、まちづくりの目標と方向を明示した最上位の計画であり、長期的・総合的な市政運営の指針
- ◆国や県などの各種計画との整合性を図るとともに、相互の連携と調整を図る指針

第2章 総合計画の構成と期間

総合計画の構成や計画期間は次のとおりです。



定 義	計画期間
【基本構想】 市の将来像や人口の見通し、まちづくりの基本目標を設定するもの	10年間 令和3年度～12年度 (2021年度～2030年度)
【基本計画】 基本構想の将来像や基本目標に沿って施策の基本的方向を示すもの	5年間 前期:令和3年度～7年度 (2021～2025年度) 後期:令和8年度～12年度 (2026年度～2030年度)

【各個別計画】

総合計画の施策を推進する事業については、原則として関連する各個別計画に記載します。各個別計画の策定や改定は、総合計画と十分な整合性をとって行います。